

工場等の自家発電設備、燃料電池、コージェネからの 余剰電力購入について

工場等の自家発電設備、燃料電池、コージェネレーション等による発電により余剰電力が生じる場合は、協議の上、原則として次により購入いたします。

<余剰電力の購入単価>

時間帯区分		購入単価(円/kWh) 【税抜】
夏季平日 昼間時間帯	毎年7月1日から9月30日までの 午前8時から午後10時までの時間。 (ただし、下記に定める「日祝日等」における時間帯を除く)	8.55
その他季平日 昼間時間帯	夏季以外の午前8時から午後10時までの時間。 (ただし、下記に定める「日祝日等」における時間帯を除く)	6.92
その他時間帯	「夏季平日昼間時間帯」および「その他季 平日昼間時間帯」以外の時間。	5.09

※ 「日祝日等」とは、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます。

※ 当社が受給した電力の環境価値については、すべて当社に帰属するものといたします。この場合、上記購入単価には非化石価値相当額を含みます。なお、非化石証書の取引に係る手続は原則として当社が行います。

<電力系統への連系について>

電力系統への連系に際しては、一般送配電事業者等の公表する託送供給等約款および託送供給等約款以外の供給条件等、資源エネルギー庁公表の「電力品質確保に係る系統連系技術要件ガイドライン」等によります。

<適用期間>

2025年4月1日から2026年3月31日までといたします。

東京電力エナジーパートナー株式会社